

**「新愛知県がんセンターCM（コンストラクション・マネジメント）業務」
公募型プロポーザルに係る質問及び回答**

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
1	実施要領	P1 2-キ	『以下「CM」業務』とございますが、適用範囲は、作成要領等の他文書には及ばず、実施要領のみ、と理解してよろしいでしょうか。	2006年6月3日にWebページに掲載した作成要領等の他文書においても「CM業務」は、『一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2022年7月改訂版）」に記載のCM業務』を指します。
2	実施要領	P1 2-キ	本業務の参加資格要件において、「過去15年間に業務を完了した実績」とありますが、当該実績については、前年度までに該当業務が完了していることが確認できる契約書、完了報告書、検査合格書等のエビデンスを提示できる場合には、CM段階における各段階での実績として記載することが可能との理解でよろしいでしょうか。	契約内容の業務が全て完了したことが確認できるものうち、CM業務を含むものは実績として認めます。
3	実施要領	P1 2-キ	「過去15年間…国、独立行政法人、…市町村が設置する建築物の…増改築若しくは新築…」とあります。市が設置し、指定管理者が運営する公設民営の市民病院の新築事業で、指定管理者からCM業務委託された実績は、今回の参加要件となる業務実績に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施要領	P1 2-キ	「過去15年間…業務委託契約約款・業務委託書に記載のCM業務」は、①計画段階 ②基本設計段階 ③実施設計段階 ④発注段階 ⑤施工段階 の各段階CM業務と認識しております。今回の参加要件となる業務実績は、上記①から⑤のいずれかの業務実績があれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
5	実施要領	P1 2-キ	「過去 15 年間に業務を完了した、下記の業務実績を 1 件以上有する者であること（再委託もしくは共同企業体等での受託を含む）」とあります。	様式 1-5 に記載する配置予定技術者の業務実績については元請けとしての実績を記入してください。
	様式 1-4	(注)	会社の実務実績には、末尾に「(注) 元請けとしての実績を記入してください（3 件まで）」とあります。	
	様式 1-5	(注)	配置予定技術者の業務実績には、元請けか、再委託かの制限は記載がありません。上記の正誤をご教示ください。	
6	実施要領	P1 2-キ	「過去 15 年間…国、独立行政法人、…市町村が設置する建築物の…増改築若しくは新築…」とあります。	CM業務の対象が国、独立行政法人、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する建築物に限られるのは、会社の参加資格要件に対してです。
	作成要領	P1 4	一方、作成要領の会社及び配置技術者の業務実績には発注者、設置者に官民の制限は明記されていないので、国、自治体等の設置者に制限があるのは参加資格要件のみと考えてよろしいでしょうか。	
7	実施要領	P3 4(2)-⑦	差し支えない範囲で、選定委員の構成（お立場、お役職、人数）をご教示ください。	受託候補者選定委員に関する内容を公表する予定はありません。
8	実施要領	P3 4-(2)-⑦-ア	質疑応答の時間は、上限 15 分程度と理解してよろしいでしょうか。	原則はご理解のとおりですが、技術提案やプレゼンテーションの内容により時間が前後する可能性はあります。
9	実施要領	P3 4-(2)-⑦-ウ-(イ)	ウ注意事項 (イ) の中で「パソコン、プロジェクター等の機器は使用できない。」とあります。手元資料では審査員の方が見えにくい場合のことを考慮し、提出した提案書に記載されている図表に限り、拡大したパネル、若しくは提案書 A4 を A3 に拡大して持参しても差し支えないでしょうか。	提案書は A4 サイズでも見やすいように工夫をお願いいたします。提出した提案書に記載されている図表のうち口頭での説明が困難なものに限り、拡大したパネルの持参を認めます。

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
1 0	実施要領	P3 4-(2)- ⑦- ウ-(イ)	ウ注意事項 (イ) の中で「プレゼンテーション資料は、公募型プロポーザル技術提案書、業務実施方針及び技術提案（様式2-2、2-3）のみとし、パソコン、プロジェクター等の機器は使用できない。」とありますが、審査員の方々に、重要箇所はどこで今どの部分について話をしているのか理解を深めていただき、より正確な評価をいただくためにも、「パソコン、プロジェクター等の使用」を認めていただき、技術提案書等に記載した内容も、内容に一切の変更をしない前提で、わかりやすく拡大縮小再構成をしてスライド毎に分割したプレゼンテーションを認めていただけないでしょうか。評価項目にも「プレゼンテーション・ヒアリングによる評価」があり、実際の業務内でも同様にプロジェクター等を使用してわかりやすく業務を実施したいと考えています。実際に沿った形でのプレゼンテーション形式を認めていただきたく存じます。	公募期間における提案者の負担軽減のため、パソコン、プロジェクター等の機器を使用しないこととしています。プレゼンテーションに際しては実施要領に記載の内容及び項番9に記載の質問回答の内容での実施としてください。 なお、契約後の業務内でのプロジェクター等の使用を妨げるものではありません。
1 1	実施要領	P3 4-(2)- ⑦- ウ-(ウ)	ウ 注意事項 (ウ) の中で「説明は管理技術者又は主任担当技術者（建築総合）が行う。なお、左記以外の出席は認める。」とあります。左記以外とは主任担当技術者ではなくとも質疑に対応するために専門分野の経験豊富な者を参加させることは可能と考えて良いでしょうか。また、出席者に人数制限があるでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段について、参加人数等の詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知します。
1 2	実施要領	P3 4-(2)- ⑦- ウ-(ウ)	プレゼンテーションは、提案書記載の担当者であれば、5名程度以下にて参加可能と考えてよろしいでしょうか。	プレゼンテーションは、管理技術者および主任担当技術者（建築総合）以外の出席も認めます。参加人数等の詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知します。

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
1 3	実施要領	P3 4-(3)	『受託候補者選定委員会』とございますが、差し支えない範囲で、人数と属性を、御教示頂けませんでしょうか。	受託候補者選定委員に関する内容を公表する予定はありません。
1 4	実施要領	P4 5-(3)	『業務内容全体』とは、「業務仕様書」5(1)カで『受託者の業務提案事項による業務』が含まれますので、「業務仕様書」の5のみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1 5	実施要領	P4 6	関連資料について現在の基本計画（最新版）の閲覧が可能でしょうか。	閲覧図書の内容は閲覧申込書の提出後に通知します。 なお、現在公開されている資料等については、項番 41 を参照してください。
1 6	実施要領	P4 6	関連資料閲覧と併せて、可能な範囲で施設の見学をさせていただくことは可能でしょうか。	施設見学会の予定はありません。
1 7	実施要領	P5 7-(5)	「愛知県病院事業庁財務規程第 116 条の各号」が閲覧可能な URL を、御教示頂けませんでしょうか。	愛知県法規集 (https://en3-jg.d1-law.com/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi) にて閲覧が可能です。
1 8	実施要領	P6 10-(10)	『資本関係又は人的関係があると認められる者』の判断基準を御教示ください	令和 8・9 年度入札参加資格審査申請のご案内（建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務）における「(参考) 別紙様式 2 の提出が必要な事例等」に記載の「資本関係又は人的関係に該当する基準」によります。 「資本関係又は人的関係に該当する基準」は県 Web ページ (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/sankasikakuannai89.html) にて確認してください。
1 9	実施要領	P6 10-(10)	本業務の受託者（以下受託者という）または受託者と資本関係にある企業、受託者と同一の役員が在籍している企業は、今後発注が予定されている業務に参画することはできないと考えてよろしいでしょうか。	本業務の受託者（再委託又は下請などのものを含む）は、本業務の対象となる施設に係る、設計、施工、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画をすることはできません。また、上記の者と、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様です。

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
2 0	実施要領	P9 社会的価値の実現に資する取組の評価	評価項目ごとに評価基準がありますが、該当数と配点に対する割合等について、基準があれば教えてください。または、項目ごとに1つ以上の該当があれば、4点と考えてよろしいでしょうか。	評価項目ごとの評価基準に該当する数に応じて評価します。
2 1	様式 1-2	資格別技術者数	資格別技術者数は複数資格を所持している場合は、それぞれの資格での技術者数にカウントしてよろしいでしょうか。それとも1技術者につき1資格のみカウントするのでしょうか。	一人で複数資格を所持している場合は、それぞれの資格での技術者数にカウントしてください。
2 2	様式 1-2	備考	会社案内又はパンフレット、業務受託実績一覧等（既存の資料がある場合）と記載がありますが、業務受託実績一覧はどのような書類を想定されていますでしょうか。会社案内又はパンフレットを提出する場合は、不要と考えてよろしいでしょうか。	既存の資料がある場合、会社の業務実績が分かる資料を提出してください。既存の資料がない場合や、会社案内又はパンフレットで会社の業務実績が分かる場合は提出不要です。
2 3	様式 1-2	本件業務を担当する営業拠点	愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）に記載されている営業所と「本件業務を担当する営業拠点」が異なる場合、添付する一級建築士事務所登録証明書（写）は、入札参加資格名簿に記載されている営業所（事務所）でよろしいでしょうか。	本件業務を担当する営業拠点は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）に記載されている営業所を記載してください。一級建築士事務所登録証明書（写）についても、入札参加資格者名簿に記載されている営業所のものを提出して下さい。
2 4	様式 1-4	会社の業務実績	様式 1-4 会社の業務実績について、実績の契約金額を記載する箇所がありますが、契約金額については非公開とさせていただくことは可能でしょうか。	契約相手方との守秘義務により公表できない場合は非公開とすることを可能とします。
2 5	様式 1-5	(注)	『雇用関係の証明ができる書類』として4例が掲載されていますが、いずれも提出が困難な場合は、参加社の代表取締役の押印がある証明書で代替できると理解してよろしいでしょうか。	当該書類の提出ができない合理的な理由を明示したうえで、参加社の代表取締役の押印がある証明書を提出した場合は、代替として認めます。 なお、雇用関係の証明ができる書類は、必要に応じて個人情報に係る記載をマスキングして提出してください。

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
26	様式4	※見積条件	『項目別の積算内訳書(任意様式)』とございますが、項目とは、「業務仕様書」の5 業務内容の(1)～(3)の3項目で良いと理解してよろしいでしょうか。	業務仕様書 5 業務内容の(1) および(2)についてはご理解のとおりです。(3)についてはア～タの項目別の内訳を記載してください。
27	作成要領	P1 4	参加資格要件と違い、会社及び配置予定技術者の業務実績は、「基本設計段階を含むCM業務の実績」と記載されています。基本設計段階のCM業務実績がなければ他の段階(計画段階、発注段階、施工段階)のCM業務実績があろうと実績には認められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	作成要領	P1 4	業務実績について、現在施工段階CM業務を進行中(設計段階とは別契約)の物件について、契約履行が完了している設計段階CM業務の実績は認められると考えてよろしいでしょうか。	契約内容の業務が全て完了した設計段階CM業務に基本設計段階の業務が含まれていれば実績として認めます。
29	作成要領	P1 4	業務実績について、現在施工段階CM業務を進行中(設計から施工段階まで一括契約)の契約期間中ではありますが、設計段階CM業務が履行済みであれば実績に認められるという理解でよろしいでしょうか。	契約内容の業務が全て完了したもののうち、基本設計段階のCM業務が含まれているものを実績として認めます。
30	作成要領	P2 6-③	提案者を特定できる内容の記述(社名等)を記載しないこととありますが、事例等を踏まえ具体的に記述する際、病院名についてもイニシャル表記するなど特定できないようにすればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	作成要領	P2 6-③	「用紙サイズをA4サイズとし、5枚以内」とありますが、業務実施方針と技術提案書の課題(1)～(4)を含めて5枚以内という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
3 2	契約書(案)	P1 5	契約保証金は、民間損害保険会社への履行保証保険の付保にて代替できる、と理解してよろしいでしょうか。	愛知県病院事業庁財務規程第 116 条の各号に記載のとおりです。愛知県病院事業庁財務規程の閲覧方法は、項番 17 の質問回答を参照してください。
3 3	契約書(案)	P1 6	『愛知県（以下「甲」という。）』とございますが、「愛知県代表者（以下「甲」という。）」が正と理解してよろしいでしょうか。	契約書（案）のとおりとします。
3 4	契約書(案)	P3 第 6 条	業務期間が延伸した場合は、別途業務報酬の清算と延伸時点の技術者単価に基づいた追加の報酬額について協議の機会があるものと理解してよろしいでしょうか。	業務期間延伸の理由に応じて、協議の対象とします。
3 5	業務仕様書	P1 1-(3)	「2026 年度 7 月 CM 業務開始、2027 年 1 月基本設計業務開始」と記載があります。これは 2026 年 12 月末までに基本設計者を選定するという理解でよろしいでしょうか。	2027 年 1 月末までに基本設計者を選定することを想定しています。
3 6	業務仕様書	P2 3-(3)	『事業者の選定に必要な発注図書等の作成を行う。』とございますが、5 業務内容には、『発注図書等の作成』ございませんので、本業務期間においては「事業者の選定に必要な発注図書等の一部を構成する基本設計図書の作成の支援を行う。」と理解してよろしいでしょうか。	業務仕様書 P2 3-(3)に記載の内容は本業務のマネジメントの対象となる、基本設計業務における業務内容を示しています。
3 7	業務仕様書	P3 5-(2)	設計業者選定に係る委員会とございますが、選定や委託は、発注者様により行われ、業務範囲であると理解してよろしいでしょうか。	設計業者選定に係る委員会の委員選定や委嘱は、発注者にて実施します。
3 8	業務仕様書	P3 5-(2)	「なお、設計業者選定の公募書類の素案は CM 業務の契約までに発注者側で準備する資料を使用すること。」の内容がよく理解できません。よろしければ詳細をご教示ください。	現在、基本設計業者選定の公募書類の素案を発注者にて作成しています。契約後の基本設計者選定支援業務において、当該素案を使用して公募資料案の作成、取りまとめを行っていただきたいとの趣旨です。

項番	資料名	該当箇所	質 問	回 答
39	業務仕様書	P5 5-(3)-セ	『米国医療研究機関からの助言等』とございますが、主担当は「開設支援業務受託者」殿の業務範囲であり、CMRは「開設支援業務受託者」殿にて翻訳済で建設専門家が理解可能な内容の日本語文書にて、情報共有頂き、CMRが『実現可能性の検討を設計者に依頼』を行うものと理解してよろしいでしょうか。	本業務における米国医療研究機関からの助言等の内容の検討業務は業務仕様書 5-(3)-セに記載のとおりです。助言等の内容については日本語での資料提供を行う予定です。
40	業務仕様書	P5 5-(3)-セ	米国医療研究機関からの助言等の内容の検討について助言に係わり、英語翻訳業務等が発生した場合には別途費用と考えてよろしいでしょうか。	助言等の内容については日本語での資料提供を行う予定です。
41	新愛知県がんセンター整備基本計画	2025年3月公表	左記基本計画資料に、現状と課題、基本構想、機能規模想定、部門別計画、整備計画、スケジュールなどの記載がありますが、これは最新情報でしょうか。もし、具体的な新棟配置計画、平面計画の検討が進んでいるなど、これより最新の情報があれば関係資料の閲覧は可能でしょうか。	新愛知県がんセンター整備基本計画は公表時点での最新情報です。その後の整備方式の検討等は県 Web ページ「【知事会見】新がんセンターの整備について（2026年6月1日）」（ https://www.pref.aichi.jp/press-release/new-acc-seibi.html ）を参照してください。閲覧図書の内容は閲覧申込書の提出後に通知します。
42	愛知県ホームページ 【新愛知県がんセンター整備CM業務の委託先募集】	9 その他-新がんセンターの整備について【2026年6月1日】	実施設計からのデザインビルド方式採用を前提とした場合、『新がんセンターの整備について』（PDF）の5整備スケジュールの工程表では、2028.07頃から【病院棟 実施設計・整備】と記載されています。今回のCM業務範囲は、実施 DB 発注の公告以降の業務は含まれていません。2028.07以降に実施設計からのデザインビルドの公告及び選定を想定していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。